(表)

## 栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

		(ふりがな)									
区分		氏 名				生 年 月 日					
対象者	夫					昭和 平成	年	月	日(	歳)	
	妻					昭和 平成	年	月	日(	歳)	
	住所※1	₹				電話		(	)		
	住所※2	₸				電話		(	)		
以	以下の質問について、該当する番号に〇印を記入してください。										
① 過去にこの助成金を受けたことがありますか。											
(男性不妊治療分除く) 1. ない ・ 2. ある → 過去( )回受けた 上で、2. あるに○を付けた方のみ回答 : 過去 ( 都・道・府・県・市)で受けた※3											
(男性不妊治療分) 1. ない ・ 2. ある → 過去( )回受けた											
上で、2. あるに〇を付けた方のみ回答 : 過去 ( 都・道・府・県・市)で受けた※3											
② 過去にこの助成制度を利用した後に妊娠し、出産したことがありますか。											
	(妊娠12週以降の死産を含みます。)										
1. ない ・ 2. ある 上で、2. あるに○を付けた方のうち、出産された方のみ回答※4											
	【子の氏名:		出	生日:		年	月	日】			
申請者											
	氏名										
	申請額(男性不好	£治療分除く) 金 <sub>.</sub>							鬥		
	申請額(男性不好	[治療分) 金 <sub>_</sub>								_円	
	申請額合計 金円										
—————————————————————————————————————											
栃木県健康福祉センター所長様											
1	ᄼᆒᄴᄜᄼ	銀行					本店				
		金庫						支店			
+=	金融機関名									F I	
振込		普诵	(ふりがな	(1)	農協	(			出張	<u>ቸ</u> )	
振込先	金融機関名	普通	(ふりがな 口座名義		農協	(					
込					農協	(			出張所		
込 先	預金種別口座番号				農協	( 認·不承	認)		出張所	)	
込 先	預金種別				農協				出張所	)	
込 先	預金種別口座番号				農協	認・不承	日	有	出張所	)	
込 先	預金種別 口座番号 請書受理年月日			人 	農協	認·不承 定年月	日	有	出張所	計記入)	

- ※1)夫婦の住所を記入する。
- ※2) 単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合等、夫婦の住所が異なる場合に記入する。 ※3) 都道府県、指定都市、中核市(宇都宮市を含む)から助成を受けた場合のみ記入する。 ※4) 該当の子どもが複数いる場合は、最も年齢が若い子どもについて記入する。 (添付書類) 1 栃木県 7月 日間となっています。

- - 2 夫婦の婚姻関係を証明できる書類
  - 3 住所を確認することができる書類
  - 4 夫及び妻の所得額を証明する書類(令和3(2021)年3月31日までに申請する場合)
  - 5 特定不妊治療に要した金額を証明できる書類
    - \* 必要に応じて、その他の書類を求めることがあります。

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説 明 書

## (1)報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、(公社)日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県等に対し、集計・分析結果を 提供し、都道府県等も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができる ようにしています。

## (2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(公社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の 統計情報として、厚生労働省に報告されます。

<u>報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さん</u>の状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、 プライバシーは厳守されます。

## 報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

Ⅱ 妊娠から出産まで

(1) 患者(女性)の年齢

(4) 妊娠・出産の状況

(2) 不妊の原因

(5) 生まれた子の状況

(3) 治療の内容、妊娠の有無

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する 説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、 1 夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。 転入された方は、以前にお住まいの自治体に、

この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。 なお、情報の取扱には十分留意し、プライバシーは厳守します。